土偶 長野県坂上遺跡出土	一箇	富士見町（井戸尻考古館保管）
大阪府野中古墳出土品 一、鉄製品　百八十二点 一、陶質土器　七点 一、石器・石製品　四点 附　鉄製品残欠　二十二点 （以上埋納施設出土） 一、土器・土製品　十二点 一、石製品　八十六点 附　土器・土製品残欠　九点 （以上墳丘出土）	一括	国立大学法人大阪大学（大阪大学総合学術博物館保管）
徳島県観音寺・敷地遺跡出土品 一、木簡　二百十三点 一、木器・木製品　二百九十二点 一、土器・土製品　三百五十三点 一、石器・石製品　十七点 一、金属製品　四十三点 一、骨角製品　四点	一括	徳島県（徳島県立埋蔵文化財総合センター保管）
福岡県稲童古墳群出土品 一、短甲　一領 一、鉄製品　二点 一、硬玉勾玉　一点 （以上十五号墳出土） 一、金銅立飾付眉庇付冑　一頭 一、鉄甲冑　六点 一、金属製品　九十五点 一、石製品　三十点 附　須恵器残欠　三点 （以上二十一号墳出土） 一、鉄甲冑　三点 一、金属製品　二十一点 附　一、鉄製品残欠　十七点 一、土器・土製品残欠　十七点 （以上八号墳出土）	一括	行橋市（行橋市歴史資料館保管）

長野県諏訪郡富士見町落合一〇七七七	一箇	大阪府吹田市山田丘一―一
徳島県徳島市万代町一―一	一括	福岡県行橋市中央一―一―一

○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文